

令和元年 11 月 和水町農業委員会 総会 会議録

- 1 開催日時 令和元年 11 月 11 日（月） 午前 9 時 00 分から午前 10 時 00 分
- 2 開催場所 和水町役場三加和総合支所 第 1・第 2 会議室
- 3 本日の出席農業委員は、次のとおりである。（10 名）

会 長	1 番	荒木 政士			
会長代理	2 番	甲斐 正晴			
委 員	3 番	平山 正光	4 番	本山 圭司	5 番 有働 憲一
	6 番	石原 由紀	7 番	内田 耕臣	8 番 金栗 孝義
	9 番	池田 好博	10 番	亀崎世志矢	
- 4 本日の欠席農業委員は、次のとおりである。（1 名）

11 番 上妻美津子
- 5 本日の出席農地利用最適化推進委員は、次のとおりである。（14 名）

菊水中央区域	猪口 琢真			
菊水南区域	上田 憲一	前淵慎一郎		
菊水東区域	川原 京一			
菊水西区域	坂本 正則	福永 泰信		
緑区域	上妻 芳樹	牛島 繁	竹下 周三	
神尾区域	渡辺 秀敏	古閑原秀春	中畑 昇	
春富区域	三串 直人	柿原 学		
- 6 本日の欠席農地利用最適化推進委員は、次のとおりである。（3 名）

石原 武則 庄山 慶司 渡辺 陽三
- 7 日 程
 - 1 開 会
 - 2 会議成立宣言
 - 3 会長挨拶
 - 4 議事録署名委員の指名
 - 5 議 事

議案第 1 号	農地法第 3 条の規定による許可申請について
議案第 2 号	農地法第 4 条の規定による許可申請について
議案第 3 号	農地法第 5 条の規定による許可申請について
議案第 4 号	農業経営基盤強化促進法による利用権設定等について
議案第 5 号	空き家に付属した農地の指定について
 - 6 報 告
 - 7 そ の 他
 - 8 閉 会
- 8 職務のために出席した農業委員会事務局職員は、次のとおりである。（2 名）

事務局長 松尾 修（兼庶務係長）
参 事 西川 佳孝
- 9 欠席した農業委員会事務局職員は、次のとおりである。（0 名）

事務局 松尾

1 開 会

定刻となりましたので、ただ今から農業委員会総会を始めます。まずは、元気な挨拶から始めたいと思いますので、皆様ご起立をお願いします。

「こんにちは。」ご着席ください。

それでは、ただ今から、令和元年 11 月 和水町農業委員会総会を開会します。

——— 資料の確認 ———

総会資料の表紙を、お開きください。

総会次第に沿って、進めさせていただきます。

事務局 松尾

2 会議成立宣言

和水町農業委員会会議規則第 6 条の規定に、「会議は委員の過半数の出席がなければ開くことができない」と謳ってあります。

本日は、11 名中 10 名が出席ですので、本会議が成立することを宣言します。

3 会長挨拶

荒木会長、挨拶をお願いします。

会長 荒木

みなさん、改めまして「こんにちは。」

——— 会長挨拶 ———

それでは、挨拶とさせていただきます。

事務局 松尾

荒木会長、どうもありがとうございました。

それでは、議事に移らせていただきます。

和水町農業委員会会議規則第 4 条の規定により、「会長は会議の議長となり、議事を整理する。」と謳ってありますので、会長には、議事の進行をお願いします。

議長 荒木

4 議事録署名人の指名

それでは、議事の進行をさせていただきます。

まず、「議事録署名委員の指名」を行います。

和水町 農業委員会 会議規則 第 13 条第 2 項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことに異議はありませんか。

——— 異議なしの声 ———

議長 荒木

それでは、本日の議事録署名委員は、

10 番 亀崎委員 と 2 番 甲斐委員 に、お願いします。

議長 荒木

5 議事

それでは、議事に入ります。

議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を、議題とします。この件につきまして、事務局の説明をお願いします。

事務局 西川

議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」です。

農地法第 3 条の申請につきましては、審査基準項目ごとに、申請書に 記載された内容及び現地確認等により、適合するか否か検討することとなっています。

適合するか否かの検討結果については、最後に説明させていただきます。

——— 事務局が、申請番号 39～41 について説明 ———

申請番号 39 売買

申請地は内田地区内の畑2筆です。内藤橋から西へ約1km行った所にあります。現地は栗が作付けしてありました。

申請番号 40 売買

申請地は、板楠地区内の田2筆です。
現地は保全管理してありました。

申請番号 41 贈与

申請地は、平野地区内の田畑6筆です。
現地は本村の4筆は肥培管理してありました。残りの2筆については保全管理してありました。相続される方もいないことから農業経営をされている親戚へ贈与されるものです。

これらの案件につきまして、審査基準の項目ごとに、申請書に記載された内容、及び、現地確認等により、適合するか否か検討した結果を説明します。

一つ目が、「全部効率利用要件」です。
申請書に基づき、農業用機械、労働力、技術等から判断し、取得後において、耕作等の事業に供すべき農地等のすべてを、効率的に利用して耕作等の事業を行うものと見込まれます。

次に、「農作業常時従事要件」です。
申請書に記載された耕作の事業に必要な農作業の従事状況から判断して、基幹的な農作業に、常時従事するものと見込まれます。

次に、「下限面積要件」です。
農業委員会が定める30aを上回っています。

最後に、「地域との調和要件」です。
取得後においても、耕作の内容や農地の集団化、農作業の効率化など、地域との調和に支障が生じることはないと思われます。
以上です。よろしくお願いします。

議長 荒木

ただ今、事務局からの説明が終わりました。
議案第1号につきまして、何か質問等がありましたら、お願いします。

——— 異議なしの声 ———

議長 荒木

無いようですので、採決をします。
議案第1号について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

——— 全員挙手 ———

議長 荒木

ありがとうございました。
議案第1号については、原案のとおり決定しました。
次に、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題とします。
それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局 西川

議案第2号 申請番号 2 農業用機械格納庫・農業用倉庫・個人用住宅

申請添付書類については、別紙の「申請添付書類一覧表」で、確認をお願いします。

—— 管内図・住宅地図・字図・土地利用計画図の説明 ——

こちらは、先月、許可不要転用届があった案件ですが、農地法第4条に該当する案件ということで許可不要転用届を取り下げて、改めて4条にて申請されるものです。

申請人は平成元年に繁殖牛を廃止した折に牛舎を農業用倉庫に用途変更されました。また、申請人の次男が遠方から帰ってきたため同じく牛舎を改築し個人用住宅としました。

また、農業用機械格納庫については、これまで格納庫がないため露天にブルーシートで覆った状態でありましたが、機械の損傷が激しかったため格納庫を設け、作業効率の向上を目指すものです。

給水についてはボーリング済み、水道水の排水・雨水はほとんどが自然浸透ですが、余水は勾配があるため、東側の既存の側溝へ放流しています。

この転用に係る許可基準に照らした結果について、説明します。

「農地区分」及び「立地基準」ですが、申請地は農業公共投資の対象となっていない小集団の農地ということで「第2種農地」に該当し、申請地のほかに適当な代替地がないと判断されます。

続いて、「一般基準」ですが、「資金力及び信用力」については建設済みです。

「申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性」につきましても、既に建設済みです。

「計画面積の妥当性」は、事業計画として妥当な面積と思われます。

「周辺農地等に係る営農条件への支障の有無」につきましても、南側の町道以外は宅地であるため影響はありません。周囲の農地への日照、通風など、営農上への支障はないと思われます。

事務局 松尾

補足で説明をさせていただきます。

先月、農業用倉庫を建てられ、その面積が200㎡未満ということで許可不要転用届で承っていたところであります。また農業用倉庫と個人用住宅の部分についても以前、届出があっていたものと考えておりましたが、届出は出ておらず、今回取り下げをしていただいて、既に転用は済んでおりますが3筆まとめて改めて4条で申請されるものです。

以上です。よろしくお願いします。

議長 荒木

続いて、現地確認をしていただいた委員さんの報告をお願いします。

議案第2号 申請番号 2について、中畑 推進委員 の報告をお願いします。

中畑推進委員

議案第2号 申請番号 2 について、中畑 が報告します。

11月5日に、亀崎委員と、私と、事務局で現地確認を行いました。

申請地は、岩地区内で国道443号線の岩村橋から町道岩線を山鹿方面へ約2km進んだところにあり、既に農業用機械格納庫と牛舎を改築した農業用倉庫と住宅が建設してありました。

転用地の周囲は南側の町道以外は宅地である為、周辺農地への影響はないと考えます。

審議方、よろしくお願いします。

議長 荒木

ありがとうございました。
ただ今、事務局からの説明と、現地確認をしていただいた委員さんからの報告がありました。
議案第2号 につきまして、何か質問等がありましたら、お願いします。

—— 異議なしの声 ——

議長 荒木

無いようですので、採決をします。
議案第2号 について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

—— 全員挙手 ——

議長 荒木

ありがとうございました。
議案第2号 は 原案のとおり、許可相当として、県知事に意見を送付します。

次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を、議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局 西川

—— 事務局が、申請番号 20 について説明 ——
申請番号20 個人住宅

申請添付書類については、別紙の「申請添付書類一覧表」で、確認をお願いします。

—— 管内図・住宅地図・字図・土地利用計画図の説明 ——

譲受人は、山鹿市の団地にお住まいですが、譲受人の義父である譲渡人の土地を借受け個人住宅として転用されるものです。給水は上水道を利用し、雨水は隣地にある既設の水路に流します。生活雑排水・汚水は公共の下水道に流す計画です。

申請地は土地造成をすることなく現状の地形のまま宅地として利用するため、近隣農地への土砂の流出による被害はありません。また、建築部分は住宅に囲まれており平屋建てであるため問題ありません。万一被害等が生じた場合には責任を持って対処されるとのことです。

この転用に係る許可基準に照らした結果について、説明します。
「農地区分」及び「立地基準」ですが、申請地は和水町役場本庁から300m以内にある農地ということで「第3種農地」に該当します。

続いて、「一般基準」ですが、「資金力及び信用力」は「残高証明書」及び「融資証明書」を確認したところ事業費を上回っています。

「申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性」につきましては、令和2年11月30日までに完了予定ですので確実性が見込まれます。

「計画面積の妥当性」は、事業計画として妥当な面積と思われます。

「周辺農地等に係る営農条件への支障の有無」につきましては、建築部分は住宅に囲まれており平屋建てであるため、周囲の農地への日照、通風など、営農上への支障はないと思われます。

以上です。よろしくお願いします。

議長 荒木

続いて、議案第3号 申請番号20について、3番 平山委員 の報告をお願いします。

平山委員

申請番号20について、3番 平山 が報告します。
11月5日に、私と、事務局で現地確認を行いました。

議長 荒木

申請地は、菊水中央小学校から西へ150mほど進んだところにある江田地区の畑で、野菜が作付けしてありました。

建物部分の周囲には宅地で囲まれており、平屋建てなので周辺農地への日照・通風など、営農上の支障は無いと考えます。

審議方、よろしくお願いします。

ありがとうございました。

続いて申請番号 21 について 事務局の説明をお願いします。

事務局 西川

——— 事務局が、申請番号 21 について説明 ———
申請番号21 資材置場・倉庫

申請添付書類については、別紙の「申請添付書類一覧表」で、確認をお願いします。

——— 管内図・住宅地図・字図・土地利用計画図の説明 ———

譲受人は、西吉地で製材業を営まれており、平成元年に県道拡張で北側の製材業用地が用地買収され、事業用地が不足したため、その代替地として、隣接している申請地を購入されました。

資材置場及び資材倉庫のため給水設備は設置しません。雨水はほとんどが自然浸透していますが、東側の既存の水路へ排出しています。

申請地は資材置き場と資材倉庫のため、ガス・湧水・粉塵等による付近への農業等への影響はありません。実際に、平成元年の資材置場への転用、資材倉庫の建築以来、苦情はないとのこと。

この転用に係る許可基準に照らした結果について、説明します。

「農地区分」及び「立地基準」ですが、申請地は農業公共投資の対象となっていない小集団の農地ということで「第2種農地」に該当し、申請地のほかに適当な代替地がないと判断されます。

続いて、「一般基準」ですが、「資金力及び信用力」については 建設済みです。

「申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性」につきましても、既に建設済みです。

「計画面積の妥当性」は、事業計画として妥当な面積と思われます。

「周辺農地等に係る営農条件への支障の有無」につきましては、西側に農地はありますが、資材置き場と低い資材倉庫であるため、周囲の農地への日照、通風など、営農上への支障はないと思われます。万一、被害が生じた場合は責任をもって対処されるとのことです。

事務局 松尾

資料の9ページの差し替えの分をご覧ください。委員さんとの現地確認の折に雨水等の排水については差し替えた資料の通りに排水路が設けてありましたので、ご確認をお願いします。

議長 荒木

以上です。よろしくお願いします。

三串推進委員

続いて、議案第3号 申請番号21について、三串推進委員の報告をお願いします。

申請番号21について、三串 が報告します。

11月5日に、金栗委員と私と、事務局で現地確認を行いました。

申請地は、三加和郵便局から西へ600mほど進んだところにある西吉地地区の田1筆で、すでに資材置場となっており、資材倉庫も建築してありました。

西側に農地はありますが、資材置場と低い資材倉庫であるため、周辺農地への日

照・通風など、営農上の支障は無いと考えます。
審議方、よろしくお願いします。

議長 荒木

ただ今、事務局からの説明と、現地確認をしていただいた委員さんからの報告がありました。
議案第3号 につきまして、何か質問等がありましたら、お願いします。

—— 異議なしの声 ——

議長 荒木

無いようですので、採決をします。
議案第3号 について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

—— 全員挙手 ——

議長 荒木

ありがとうございました。
議案第3号 は 原案のとおり、許可相当として、県知事に意見を送付します。

次に、議案第4号「農業経営基盤強化促進法による利用権設定等について」を議題とします。
それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局 西川

議案第4号「農業経営基盤強化促進法による利用権設定等について」です。

各申請の「経営面積」・「利用内容・賃借料・期間・区分・備考」については、総会資料のとおりですので、ご覧ください。
「申請番号・土地の所在等・貸人・借人」のみ、読み上げます。
借人・貸人の敬称は、略します。

—— 事務局が、申請番号 160～166 について説明 ——

以上の計画につきまして、「全部効率利用要件」、「農作業常時従事要件」など、「農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件」を満たしているものと考えます。
以上です。よろしくお願いします

議長 荒木

ただ今、事務局から、議案第4号について説明がありました。
何か質問等がありましたら、お願いします。

—— 「異議なし」の声 ——

議長 荒木

無いようですので、採決をします。
議案第4号 について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

—— 全員挙手 ——

議長 荒木

ありがとうございました。
議案第4号 については、原案のとおり決定しました。

次に、議案第5号「空き家に付属した農地の指定について」を議題とします。
事務局の説明を、お願いします。

事務局 西川

議案第5号「空き家に付属した農地の指定について」です。

——— 事務局が、申請番号2について説明 ———

「和水町空き家に付属した農地の別段面積取扱基準」第5条（指定の条件）を、
全て満たしています。

以上です。よろしくお願いします。

議長 荒木

ただ今、事務局からの説明が終わりました。
続いて、現地確認をしていただいた委員さんの報告をお願いします。
申請番号2 について、上妻推進委員 の報告をお願いします。

上妻推進委員

申請番号2について、上妻が報告します。
11月7日に、上妻美津子委員と私と事務局で現地確認を行いました。
申請地は、三加和小中学校から南へ50mほど行ったところにある畑で、現況は
保安全管理してありました。
空き家に付属した農地へ指定して、支障は無いと考えます。
審議方、よろしくお願いします。

議長 荒木

ただ今、事務局からの説明、また、現地確認委員からの報告がありました。
議案第5号について、何か質問等がありましたら、お願いします。

——— 「異議なし」の声 ———

無いようですので、採決をします。

議案第5号につきまして、原案のとおり決定することに賛成の農業委員は、挙手
をお願いします。

——— 全員挙手 ———

議長 荒木

ありがとうございました。
議案第5号については、原案のとおり決定しました。

これで、すべての議事は終了しました。
他に、各委員さんから、何かご意見・質問等はありませんか。

無いようですので、進行を事務局へお返しします。

事務局 松尾

荒木会長には、議長を務めていただき、どうもありがとうございました。

6 報告

6ページを、ご覧ください。
報告第1号「許可不要転用届の取り下げ」が、1件です。

7 その他（連絡事項）

事務局から、事務連絡。

8 閉会

ご起立をお願いします。これをもって、令和元年11月 和水町農業委員会
総会を、閉会します。お疲れ様でした。

会議の内容に相違なきことを認め、此処に署名する。

和水町農業委員会 会長

署 名 委 員 10 番

署 名 委 員 2 番

会議録調製者 西川 佳孝
本誌（表紙除く） 9 頁